

あなたも参加 わたしもやります “交通安全”



# 令和6年 県内の交通事故概況

青森県交通対策協議会 令和6年2月29日現在

	2月中	年間累計	死者数の状況	年齢別	高齢者 (65歳以上の人)	5人 (+1)
				夜	夜間	4人 (+2)
発生	173件 (-71)	376件 (-117)	死者数の状況	状態別	歩行者	5人 (+2)
死者	3人 (+1)	8人 (+2)		シートベルト	自動車乗車中	3人 (+1)
傷者	206人 (-87)	442人 (-160)			非着用	1人 (±0)

※ ( ) 内は対前年比です。

毎月1日は「県民交通安全の日」 15日は「高齢者交通安全の日」

## 自転車安全利用五則を守りましょう

### 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

※例外

- (1)「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある場合、普通自転車は歩道を通行可能
- (2)運転者が13歳未満のこども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方の場合
- (3)車道や交通の状況からみてやむを得ない場合

### 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

「止まれ」の標識がある場所では、自転車も一時停止。

### 3 夜間はライトを点灯

自動車の運転者に気付かれやすくするためにも、ライトをつけましょう。

### 4 飲酒運転は禁止

お酒を飲んだときは自転車に乗ってはいけません。

### 5 ヘルメットを着用

自転車運転の際はヘルメットの着用が努力義務です。交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることが大変重要です。

